

## 再交付申請手続きについて（薬剤師）

### \* 再交付申請手続きが必要となる場合

免許証をき損した場合又は紛失した場合の手続きです。なお、免許証の記載事項に変更がある場合は、同時に名簿訂正申請及び免許証書換え交付申請をする必要があります。名簿訂正申請及び免許証書換え交付申請についての手続きについても併せてご覧ください。

### \* 八王子市保健所で免許証再交付申請の手続きができる方

八王子市にお住まいの方及び勤務地が八王子市内の方です。

### ※注意事項

本人ではなく、代理人が申請する場合は委任状を添付し、窓口で代理人に相違ない旨の確認（運転免許証等）が必要です。

免許証再交付申請（薬剤師）		
	必要な書類など	備考
(1)	「薬剤師免許証再交付申請書」	申請書用紙は保健所にあります。
(2)	・戸籍の謄本若しくは抄本または住民票の写し（本籍地の記載のあるもの） ・日本国籍を有しない人については、短期在留者は「旅券その他の身分を証明する書類の写し」、中長期在留者・特別永住者は「住民票の写し」（国籍等の記載があるもの）	「住民票の写し」は個人番号（マイナンバー）の記載がないもの。発行日から6ヶ月以内のもの。
(3)	き損した免許証	き損の場合のみお持ちください。
(4)	印鑑（朱肉を使用するもの）	自署の場合省略可ですが、記載事項を訂正する際に必要になりますので、念のため印鑑をお持ちください。
(5)	手数料 2,750円分の収入印紙	あらかじめ郵便局で購入してください。
(6)	郵政はがき（登録済証明書用）	新しい免許証の代わりになります。
(7)	本人確認のための公的証明書	公的証明書（運転免許証、パスポート等の顔写真入りのものが望ましい）をお持ちください。